

令和2年12月7日	
所 属	法人指導課
所属長	八野 学
電 話	06 - 6489 - 6321

児童福祉法に基づく指定事業者の指定の一部効力停止について

尼崎市は、次の事業所について監査を実施した結果、不正請求及び不正又は著しく不当な行為の事実が認められたため、児童福祉法(以下「法」という。)第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止をいたします。(6か月の新規受入停止)

1 対象事業者及び事業所

- (1) 法人名 株式会社パァソナルワン(尼崎市東園田町5丁目93番地の3)
- (2) 事業所の名称 いるか
- (3) 指定年月日 平成27年5月1日
- (4) 事業内容 児童発達支援、放課後等デイサービス

2 指定の一部効力停止する期間

令和3年1月1日から令和3年6月30日まで(6か月)

3 指定の一部効力停止を行う理由

- (1) 法第21条の5の24第1項第5号(不正請求)に該当する事実について 平成28年4月から平成29年4月までの間、「指導員加配加算」を算定するための要件である 児童指導員等の加配がされていなかったにもかかわらず、不正に算定し、受領した。
- (2) 法第21条の5の24第1項第10号(不正又は著しく不当な行為)に該当する事実について
 - ア 平成28年2月15日付の「給付費算定に係る体制等に関する届出書」に添付の「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に、事業所に従事する見込みのない者を児童発達支援管理責任者と記載し、また、実際には非常勤の保育士等を、常勤の児童指導員として配置していると記載して、平成28年4月1日から「指導員加配加算」及び「福祉専門職員配置等加算」の算定要件を満たしているかのように虚偽の届出を行った。
 - イ 平成30年11月から平成31年4月までの間、定員の150%を超過する定員超過が延べ80日あったが、定員超過の実態を知りつつ、解消を図ることなく新規利用者の受け入れを続けていた。また、定員の150%を超過するほどの定員超過の発覚を避けるため、平成30年11月のサービス提供について、実態と異なるサービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を請求する際に、市に提出した。

4 報酬等の返還

法第21条の5の24第1項第5号に該当する不正請求による額及び、法第57条の2第2項の規定に基づき、当該額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た加算額の徴収を行う。

【返還請求額】約210万円(返還対象額:約150万円、加算額:約60万円)

以上